



[ 市民局 人権課 ]

事業名
3款 1項 2目
人権施策推進事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号
主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	該当なし
令和元年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	26,408	15,840		6,000		4,568	
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	26,698	16,239		6,000		4,459	
増△減	△ 290	△ 399	0	0	0	109	

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	35,428	27,855	26,760
算市債+一般財源	12,289	5,128	4,428
決事業費	32,175	24,514	22,886
算市債+一般財源	18,317	13,068	12,337

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	26,408	26,408
算市債+一般財源	4,568	4,568

方針の確認/決裁  
有 ( ) ・無 ( )

【事業の目的・必要性】  
平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」により、地方公共団体は国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有しています。  
本市では、人権にかかわる問題は市民共通の課題であり、社会全体の課題であるという考えのもと、人権施策を市の重要課題と位置づけ、人権尊重を基調とした市政運営を行っています。  
本事業は、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権尊重の社会づくりへの取組を率先して進めるため、人権に関する施策を総合的に企画・調整するとともに、市民、事業者、団体、職員等全ての人々に向けた啓発・研修を推進するものです。あわせて、同和問題に関する施策を総合的・計画的に推進します。

【令和3年度実施内容及期待される効果】  
(1) 人権施策推進調整等事業  
人権尊重を基調とした市政及び人権施策を推進するため、関係団体への補助を行うほか、各種会議を開催します。  
(2) 人権啓発・研修推進事業  
市民や企業に対し、講演会や各種イベント、研修活動の支援等を通し、人権課題に関する意識の醸成を図ります。  
また、本市職員による自発的な研修を支援することで、人権を意識した市政運営の充実を図ります。  
(3) 同和对策事業  
同和問題に関する生活相談や円滑な施策の推進のため、関係団体への補助を行います。

【実績及び今後見込み】  
(人権啓発研修教材(ビデオ・DVD)の貸出件数)

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
目標(件)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
実績(件)	1,146	1,120	979	962			
達成率%	82%	80%	70%	69%			

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	増減理由
(1)人権施策推進調整等事業費	7,571	7,823	252	いじめ問題調査委員会委員の単価見直しによる増
(2)人権啓発・研修推進事業費	11,897	11,355	△ 542	事業見直しによる減
(3)同和对策事業費	7,230	7,230	0	
合計	26,698	26,408	△ 290	

【事業スケジュール】  
(1) 人権施策推進調整等事業  
人権施策推進会議(1回/年)及び人権懇話会の開催(3回/年)  
(2) 人権啓発・研修推進事業  
ア 講演型事業(市民向け:11月、拉致問題の啓発:12月、企業向け:1月)  
イ 参加型事業(全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会:5月~11月、人権よこはまキャンペーン:8月、スポーツ組織・イベントとの連携:時期未定)  
ウ 情報提供型事業(人権啓発ポスター:11月~、人権週間交通広告:12月)  
エ 人権啓発研修(通年)、ハラスメント相談員研修(6月)、人権課ライブラリーの運営(通年)  
(3) 同和对策事業(通年)

【事業開始年度】  
昭和52年6月 同和对策室設置

【根拠法令】  
(1) 国  
同和对策審議会答申、人権擁護推進審議会答申、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育・啓発に関する基本計画、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律、いじめ防止対策推進法、本邦外出生者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律  
(2) 市  
横浜市職員人権啓発研修推進要綱、横浜市人権施策基本指針、横浜市人権擁護委員協議会補助金交付要綱、人権啓発事業補助金交付要綱、横浜市同和对策事業あり方検討委員会報告(環境改善事業、個人施策及びその他の事業のあり方)、横浜市同和对策事業あり方検討委員会報告(市民に対する教育・啓発のあり方)、横浜市同和对策事業に対する基本的考え方、人権啓発推進計画、横浜市生活相談支援事業補助金交付要綱、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例

【根拠とするデータ等】  
人権に関する市民意識調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 井上 雄太	係長 横路 恵美	係 清田 愛美
--------------------	----------	----------	---------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

「市民局 人権課」

事業名	3款 1項 2目
犯罪被害者等支援事業	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	14,731	1,418		8		13,305
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	14,966	822		7		14,137
増△減	△ 235	596	0	1	0	△ 832

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	2,125	3,276	19,000
算 市債+一般財源	854	2,115	17,869
決 事業費	1,616	4,154	7,082
算 市債+一般財源	940	3,563	5,215

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	14,731	14,731
算 市債+一般財源	13,305	13,305

方針の確認/決裁  
有 ( ) 無 ( )

【事業の目的・必要性】

犯罪に巻き込まれることにより、例えば、生命を奪われ、家族を失い、障害を負い、財産を奪われるなど、様々な苦しみに襲われます。また、心ないうわさや中傷といった、周囲の配慮を欠く対応などにより、間接的な被害に苦しめられることもあります。こうした事態は、突然見舞われることが多いだけでなく、誰にも起こり得ることから、こうした犯罪被害者等の苦しみを少しでも軽減し、再び平穏な生活を取り戻せるような支援が必要です。

本事業では、「犯罪被害者等基本法」や「横浜市犯罪被害者等支援条例」に基づいて、犯罪や交通事故の被害者等の相談に応じ、情報提供や福祉保健サービスの調整を中心に、関係機関と連携して支援を行うとともに庁内外の支援体制の一層の整備、強化、市民の理解・協力の拡大等に取り組むことで、犯罪被害者等の権利利益の保護や被害の軽減・回復を図り、市民の皆様が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 相談等支援業務  
電話、面接等の相談に応じ、従来の同行支援やカウンセリングの提供のほか、市条例に基づく犯罪被害に特化した日常生活支援等の実施により、被害者等が再び平穏な生活を営むことのできるよう、途切れない支援を実施します。  
令和3年度は、被害当事者等のグループ支援や必要な支援を途切れさせないための施策検討など、更なる支援の充実を目指した取組を実施します。
- 研修、普及啓発業務  
市職員の意識向上等を目的とする基礎研修、庁内の窓口等で業務上犯罪被害者等に接する機会が多いと思われる職員を対象とした専門研修や、地域ケアプラザなど地域の支援関係機関職員向けの研修を実施します。  
また、犯罪被害者等を身近で支えることのできる市民等を対象とした講演会の開催などのほか、市条例に基づく支援制度の周知を含めた普及啓発活動を実施します。
- 関係機関等との連携促進業務  
庁内の各施設・窓口及び庁外の関係機関等との連携による支援体制の整備促進に向け、引き続き事業を実施します。
- 管理費・事務費  
各種会議等へ出席することにより、国、県等との支援体制の構築や被害者団体等との連携に向けて、引き続き取組を実施します。

【実績及び今後見込み】

	H29年度実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込	R5年度見込
相談支援件数	699件	629件	816件	880件	885件	890件	890件
(月平均件数)	(58件)	(53件)	(68件)	(73件)	(74件)	(74件)	(74件)
研修・講演会回数	3回	2回	4回	5回	5回	5回	5回
(参加延べ数)	440人	317人	457人	550人	600人	650人	650人

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	増減理由
(1)相談支援業務	12,931	12,825	△ 106	実績に伴う減
(2)研修、普及啓発業務	1,708	1,619	△ 89	実施内容等の見直しに伴う減
(3)関係機関等との連携促進事業	92	62	△ 30	実施内容等の見直しに伴う減
(4)管理費・事務費	235	225	△ 10	実績に伴う減
合 計	14,966	14,731	△ 235	

【事業スケジュール】

- 電話・面接相談、直接支援等を通年で実施します。また、市条例に基づいた支援制度は、支援の実施と同時に制度の運用状況や制度適用事例を確認し、適正な運用のための検証を随時行います。
- 庁内連絡会議は、6月と2月の全2回開催します。関係機関との連携強化のための「支援体制整備事業」については、令和元年度に実施した支援者専門研修の企画、開催に向けて、会議や事例検討会等を開催します。
- 一般職員向け研修を1回(7月)、地域ケアプラザ等地域の関連機関職員向け研修を1回(10月)、支援関連職員向け研修を専門研修として1回(12月)実施します。普及啓発活動については、関係機関との共催により市民等を対象とした講演会を1回(11月)実施するほか、犯罪被害者週間(11月25日~12月1日)における啓発を実施します。
- 警察庁主催の政令市向けの会議、施策研修会等へ出席します。また、被害者団体などの自助グループと常時連携します。

【事業開始年度】

平成24年度

【根拠法令】

- 国  
犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画
- 市  
横浜市犯罪被害者等支援条例  
横浜市人権施策基本指針

【根拠とするデータ等】

人権に関する市民意識調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	吉川 正則	津曲 千秋	木本 克己

( 市民局 )

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[ 市民局 人権課 ]

事業名
3款 1項 2目
性的少数者等支援事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	7,910	1,790	2,316				3,804
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	7,500	1,153	2,035				4,312
増△減	410	637	281	0	0	0	△ 508

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	6,503	5,952	7,500
算 市債+一般財源	3,568	2,881	4,314
決 事業費	5,868	6,941	7,032
算 市債+一般財源	2,934	3,102	3,970

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	7,910	7,910
算 市債+一般財源	3,804	3,804

方針の確認/決裁  
有 ( ) (無)

【事業の目的・必要性】

差別や偏見の中で、孤立しがちな性的少数者※の暮らしの中での困難などを解消するため、困りごとを受け止めるための支援策並びに、市民や職員が関心を持ち理解を深めてもらうための啓発・研修事業等を実施します。  
また、他都市の動向等を踏まえながら、パートナーシップ宣誓制度を円滑かつ適切に実施します。  
※性的少数者・・・同性が好きな人や自分の心の性と体の性が一致しないと感じる人等

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 当事者等支援事業  
毎月それぞれ2回開催します。  
ア 個別専門相談・・・性的少数者の支援に従事する臨床心理士が、事前電話予約の上、面談等を実施します。  
イ 交流スペース・・・性的少数者が気軽に訪れ、情報収集や交流ができる場を提供します。  
安心できる環境をつくるため、性的少数者支援に携わるスタッフを配置します。
- 啓発・研修等事業  
ア 市民向け啓発  
性的少数者の置かれている現状や心情を理解することで、性的少数者が孤立することを防ぐため、講演会や広報よこはまへの記事の掲載などの啓発事業を実施します。  
イ 職員向け研修会  
性的少数者が安心して行政サービスを受けられるよう、性的少数者への理解を促進するための職員研修を実施します。  
ウ 事業者向け啓発  
東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控え、市内宿泊施設や飲食店などの性的少数者への理解促進を図ります。  
エ 相談交流事業  
周囲の理解がなく相談の機会がない性的少数者に対し、電話相談や交流の場を提供している特定非営利活動法人へ補助を実施します。  
オ 啓発・広報  
性的少数者に対する理解を深めるための啓発や支援事業について幅広い周知を図るための広報を実施します。
- パートナーシップ宣誓制度事業  
当事者等に対する支援として、パートナーシップ宣誓制度を円滑かつ適切に実施します。

【実績及び今後見込み】

- 相談・交流スペースの提供  
ア 個別専門相談事業

イ 交流スペース事業

	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込
予約枠数	48回	48回	48回	48回
実施数	21件	21件	29件	29件

	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込
開催回数	24回	22回	18回	24回
延べ来場者数	116人	95人	72人	96人
平均来場者数	5人	4人	4人	4人

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	増減理由
(1) 当事者等支援事業	2,830	2,862	32	積算見直しによる増
(2) 啓発・研修等事業	3,685	4,143	458	事業整理等による増
(3) パートナーシップ宣誓制度事業	985	905	△ 80	事業見直し等による減
合計	7,500	7,910	410	

【事業スケジュール】

- 4月 相談・交流スペースの提供開始
- 10月 事業者向け啓発の実施
- 1月 職員向け研修会の実施
- 2月 市民向け啓発の実施

【事業開始年度】

平成28年度

【根拠法令】

横浜市職員人権啓発研修推進要綱、横浜市人権施策基本指針、人権啓発推進計画、性的少数者相談・交流事業補助金交付要綱、横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

【根拠とするデータ等】

人権に関する市民意識調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	井上 雄太	津曲 千秋	

( 市民局 )

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

[ 市民局 人権課 ]

事業名
3款 1項 2目
横浜市人権施策基本指針改訂事業

特記事項
中期計画-3.8の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	
令和元年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	4,085	0					4,085
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	0						0
増△減	4,085	0	0	0	0	0	4,085

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	0	0	0
算 市債+一般財源	0	0	0
決 事業費	0	0	0
算 市債+一般財源	0	0	0

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	3,000	0
算 市債+一般財源	3,000	0

方針の確認/決裁  
有 ( ) ・ 無 ( )

【事業の目的・必要性】

人権尊重を市政の基調とし、横浜市のあらゆる施策・事業を人権の視点を持って推進するため、その基本姿勢、取組課題、施策の方向性を明らかにするものとして「横浜市人権施策基本指針」を策定しています（策定：平成10年度、改訂：平成28年度）。

前回の改訂から約5年が経過し、新たな人権課題の認識や、人権に関する法整備が進んでいる状況となっています。こうした人権をめぐる様々な状況の変化や令和2年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、指針の改訂を行います。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

令和2年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」や人権懇話会に参画する団体へのヒアリング等の結果を踏まえ、素案を作成し、パブリックコメントを実施します。パブリックコメントの結果を踏まえ、「横浜市人権施策基本指針」の改訂版の作成および概要版を作成し、市民・事業者・団体等へ周知します。

【実績及び今後見込み】

(1) 実績

平成10年度に「横浜市人権施策基本指針」を策定し、平成28年度に最近改訂。

(2) 今後見込み

令和3年度に改訂指針、概要版を作成。令和4年度に、点字・音声版及び外国語版を作成。

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引
横浜市人権施策基本指針改訂事業	0	4,085	4,085
合計	0	4,085	4,085

【事業スケジュール】

素案作成（9月）、パブリックコメント（9～10月）、原案作成（1月）、改訂指針策定（2月）、改訂指針の公表・概要版作成（3月）

【事業開始年度】

令和3年度

【根拠法令】

(1) 国

同和对策審議会答申、人権擁護推進審議会答申、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育・啓発に関する基本計画、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律、いじめ防止対策推進法、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律

(2) 市

横浜市職員人権啓発研修推進要綱、横浜市人権施策基本指針、横浜人権擁護委員協議会補助金交付要綱、人権啓発事業補助金交付要綱、横浜市同和对策事業あり方検討委員会報告（環境改善事業、個人施策及びその他の事業のあり方）、横浜市同和对策事業あり方検討委員会報告（市民に対する教育・啓発のあり方）、横浜市同和对策事業に対する基本的考え方、人権啓発推進計画、横浜市生活相談支援事業補助金交付要綱、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例

【根拠とするデータ等】

人権に関する市民意識調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	吉川 正則	津曲 千秋	長坂 華奈絵

（ 市民局 ）